



# 金 沢 市 公 報

号外第20号の2

平成25年(2013年)8月30日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

目次	ページ
規則	
金沢市衛生事務委任に関する規則の一部を改正する規則 (衛生指導課)	1

告示	
金沢市民生委員推薦会規程の一部改正について (福祉総務課)	2

## 規 則

金沢市衛生事務委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年8月30日

金沢市長 山 野 之 義

### ●金沢市規則第56号

金沢市衛生事務委任に関する規則の一部を改正する規則

金沢市衛生事務委任に関する規則(昭和23年規則第89号)の一部を次のように改正する。

第2条第15号の2ア中「動物取扱業」を「第1種動物取扱業」に改め、同号ウ中「第14条第3項」を「第14条第4項」に、「動物取扱業者登録簿」を「第1種動物取扱業者登録簿」に改め、同号エからカまでの規定中「第14条第3項」を「第14条第4項」に改め、同号ク中「又は飼養施設の設置」を「飼養施設の設置又は犬猫等販売業」に改め、同号フからヨまでを削り、同号ヒを同号メとし、同号ナからハまでを同号フからムまでとし、同号トを同号ハとし、同ハの次に次のように加える。

ヒ 法第25条第3項の規定による措置の命令又は勧告に関すること。

第2条第15号の2テを同号ノとし、同号ツ中「第24条第1項」の次に「(法第24条の4において準用する場合を含む。)」を加え、同ツを同号ナとし、同ナの次に次のように加える。

ニ 法第24条の2の規定による第2種動物取扱業の届出の受理に関すること。

又 法第24条の3第1項の規定による変更の届出の受理に関すること。

ネ 法第24条の3第2項の規定による変更等の届出の受理に関すること。

第2条第15号の2チ中「第23条第3項」の次に「(法第24条の4において準用する場合を含む。)」を加え、同チを同号トとし、同号タを同号テとし、同号ソ中「第23条第1項」の次に「(法第24条の4において準用する場合を含む。)」を加え、同ソを同号ツとし、同号セを同号ソとし、同ソの次に次のように加える。

タ 法第22条の6第2項の規定による犬猫等の所有状況の届出の受理に関すること。

チ 法第22条の6第3項の規定による犬猫等の検案書又は死亡診断書の提出の命令に関すること。

第2条第15号の2スを同号セとし、同号シを同号ストし、同号サ中「第16条第1項」の次に「(法第24条の4において準用する場合を含む。)」を加え、同サを同号シとし、同号コを同号サとし、同号ケの次に次のように加える。

コ 法第14条第3項の規定による犬猫等販売業の廃止の届出の受理に関すること。

第2条第15号の2に次のように加える。

モ 法第41条の2の規定による動物虐待等の発見の通報の受理に関すること。

第2条第15号の2の次に次の1号を加える。

(15)の2の2 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則(平成18年環境省令第1号。以下この号において「省令」という。)に関する事項

ア 省令第2条第5項(省令第4条第4項において準用する場合を含む。)の規定による登録証の交付に関すること。

イ 省令第2条第6項の規定による登録証の再交付に関すること。

ウ 省令第2条第8項の規定による登録証の亡失の届出の受理に関すること。

- エ 省令第2条第9項の規定による登録証の返納の受理に関する事。
- オ 省令第10条の6第3項の規定による書類の提出の要求に関する事。
- カ 省令第13条第10号の規定による管轄区域外の飼養又は保管の通知の受理に関する事。
- キ 省令第15条第5項(省令第18条第5項において準用する場合を含む。)の規定による許可証の交付に関する事。
- ク 省令第15条第6項(省令第18条第5項において準用する場合を含む。)の規定による許可証の再交付に関する事。
- ケ 省令第15条第8項(省令第18条第5項において準用する場合を含む。)の規定による許可証の亡失の届出の受理に関する事。
- コ 省令第15条第9項(省令第18条第5項において準用する場合を含む。)の規定による許可証の返納の受理に関する事。
- サ 省令第16条第1項の規定による飼養又は保管の廃止の届出の受理に関する事。
- シ 省令第20条第3号の規定による識別措置の内容の届出の受理に関する事。

附 則

この規則は、平成25年9月1日から施行する。

## 告 示

### ●金沢市告示第233号

金沢市民生委員推薦会規程(昭和28年告示第70号)の一部を次のように改正する。

平成25年8月30日

金沢市長 山 野 之 義

第1条中「14名」を「、14人」に改め、同条に次の1項を加える。

2 委員は、区域の実情に通ずる者であって、次に掲げるものうちから、それぞれ2人を市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市議会議員
- (2) 民生委員
- (3) 社会福祉事業の実施に関係のある者
- (4) 市の区域を単位とする社会福祉関係団体の代表者
- (5) 教育に関係のある者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 学識経験のある者

附 則

この告示は、平成25年9月1日から施行する。

平成25年(2013年)8月30日 印刷	発行人	金 沢 市
平成25年(2013年)8月30日 発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価 120円 印刷所	石川県金沢市玉鉾4丁目166番地	(株) 共 栄